

アーキビスト認証委員会（第1回）議事の記録

1 開催日時 令和2年6月8日（月） 15時30分～17時

2 開催場所 国立公文書館4階会議室

3 出席者

（委員） 井口 和起 京都府立京都学・歴彩館顧問
大賀 妙子 国立公文書館アドバイザー
太田 富康 埼玉県立文書館主任専門員
大友 一雄 国文学研究資料館教授
高埜 利彦 学習院大学名誉教授
福井 仁史 日本学術会議事務局長

（内閣府） 杉田 和暁 大臣官房公文書管理課長
（国立公文書館） 加藤 丈夫 館長
中田 昌和 理事
梅原 康嗣 統括公文書専門官
幕田 兼治 首席公文書専門官心得

4 議題

- （1）アーキビスト認証委員会の運営及び委員長の互選について
- （2）アーキビスト認証委員会委員長代理の指名について
- （3）アーキビスト認証委員会運営細則について
- （4）認証アーキビストの審査について
- （5）今後の予定について

5 概要

- 梅原康嗣（統括公文書専門官） 委員長選任まで事務局が司会進行を行う。本日の委員会は、出席委員が過半数に達しているため、アーキビスト認証委員会規則第7条第1項により、議決を行うことができる会議として成立していることを報告させていただく。
- 加藤丈夫（国立公文書館長） このたびはアーキビスト認証委員会委員をお引き受けいただき、また、今日は大変困難な状況下で、制約のあるなか遠方からもご参集いただいたことに、あらためて厚く御礼申し上げたい。ご承知のように、この構想が始まったのが2016年で、実に4年かけてようやくこの認証委員会を開くことができた。この間、外部有識者の皆さんに大変ご尽力いただき、まずアーキビストの職務基準書を作成した。続いて、アーキビスト認証準備委員会を開き、これも委員の皆さんに大変ご尽力いただきながら、認証の骨格が決まった。さらに、この認証を国としても認める公的

な資格にしようということで、内閣府のご尽力でご承認をいただいたところである。振り返ると、私が館長に着任して8年、一番力を入れてきたプロジェクトが今日スタートするということが、私自身も感無量である。

これからはこの委員会でアーキビストの認証をしていただくことになるが、運営面では課題が残っている。恐らく、本年度、来年度と重ねていく中で、日本のアーキビストのイメージというものが決まってくるのだろう。そういう点で、もっとも難しい時期の認証委員会に委員としてご参加いただくことになる。何とかして日本におけるアーキビストの専門職としての位置付けを明確にし、そのことによって各機関への配置を積極的に行い、日本の公文書管理のレベルというものを一段、二段上げていきたい。これが悲願であり、その一つの中核的な組織として本委員会を位置付けていきたい。大変ご苦勞をおかけするが、委員の皆さんにはこれからもよろしくお願ひしたい。

○杉田和暁（内閣府大臣官房公文書管理課長） いま加藤館長からもお話があったが、ついにこの認証が始まるということで私としても非常に感慨深く思っている。これまでのご努力に敬意を表したい。

昨今、公文書管理をめぐる様々な問題については、本国会においても、色々ご指摘をいただいている。その際にも大臣等答弁で、専門人材の育成が大事である、研修の充実強化が必要であることを繰り返し述べてきたところである。そういった中で、この取組がスタートするというのは、大きな転換点になるのだろうと受け止めている。専門人材の育成にあたっては、特定歴史公文書等のより一層の保存と利用を進めていくことは非常に大事なことであるが、移管前の公文書の管理にあたる人材をどのように育てていくかという点も、今後この委員会の中でもご議論いただくとうかがっている。こういった認証アーキビストの仕組みを、今後実際にどのように動かしていくのか、社会に受け入れていただくようにしていくか、社会の関心をこちらに向かわせていくのか、公務員の方々についてもどう意識を高めてもらうか、これからの取組が非常に重要だと考えている。内閣府としても積極的に後押ししていきたいと考えている。

議題（1）アーキビスト認証委員会の運営及び委員長の互選について

○幕田兼治（首席公文書専門官心得）アーキビスト認証の仕組みについて、資料1に基づき説明する。

- ・ 国立公文書館では、令和2年度から、公文書等の管理に関する専門職員に係る強化方策として、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、内閣府からの認可を得て、アーキビスト認証を開始することとなった。
- ・ 国立公文書館長が認証者となり、館長が認証するにあたって、アーキビスト認証委員会に対し、申請者が提出した書類を基に審査を仰ぎ、その審査結果に基づき、アーキビストとしての専門性を有することが認められるときは、「認証アーキビスト」の名称が付与される。
- ・ 認証の期間は5年、更新制度を設けており、登録料・更新料として3,000円を徴収する。
- ・ アーキビスト認証委員会の運営について、資料2のアーキビスト認証委員会規則の条文に沿って説明する。
- ・ （第2条）委員会の役割として、館長から依頼された、認証、認証の取消し、認証更新の審査、異議の申立ての審議を行うとともに、館長がアーキビスト認証の仕組みとして、準アーキビストの創

設などを検討するにあたっての助言を行うことになる。

- ・（第3条、4条）委員会は、委員7名以内で組織され、発足時は6名でスタートする。委員の任期は2年、再任は可としており、再任回数の上限は定めていない。
- ・（第5条、6条）委員会には、委員長を置き、委員の互選により選出することとしている。委員長の指名により委員長代理を置き、また、現在は置いていないが、必要に応じ専門委員を置くことができるとしている。
- ・（第7条第4項）委員会の公開については、認証、認証の取消し、認証更新の審査、異議の申立ての審議などを行う場合は、非公開とすることができると定めている。実際の委員会においては、委員会の開会時に、委員会で公開・非公開を決めた上で、委員会を運営していただくことになる。

○梅原統括 ただいまの説明について内容の確認、ご質問等があればお願いしたい。

（発言なし）

○梅原統括 それでは、続いて委員長の選出に移りたい。委員長は規則にあるとおり互選することとなっているがいかがか。

○大賀妙子（国立公文書館アドバイザー） 委員長については、これまでのアーキビスト育成、資格化について、この委員会の前段階である準備委員会へのご参加も含め、長年ご尽力いただいた高埜委員にお願いしてはと思うが、いかがだろうか。

（「異議なし」との声あり）

○梅原統括 他の提案はあるか。特にないようなので、認証委員会委員長を高埜先生にお願いしたいと思う。高埜先生には委員長席へお移りいただきたい。（高埜委員移動）それでは高埜委員長よりご挨拶をお願いしたい。

○高埜利彦（学習院大学名誉教授） ただいま皆さまからご選任をいただき、微力ではあるが委員長を務めさせていただきたいと思う。かれこれ30年位になるが、早い段階から日本にアーキビストの公的な資格制度を作り上げなければいけないということで、様々な場所で、少しずつ皆さまとともに努力をしてきたが、いよいよ今回、加藤館長をはじめ、皆さまのお力で今日ここにスタートすることができた。少し大げさにいえば、悲願ともいえるアーキビスト認証が開始でき、日本のアーカイブズ制度にとって歴史的な日を迎えることができたと思う。冒頭で加藤館長、杉田課長からもお話しいただいたように、今後につながる、しっかりした基盤を作り、うまく運営されていくこと、それがやはり初年度における委員会の最大の責務だと自覚している。委員の皆さまのご協力をお願いしたい。

それでは、議事に入る前に、各委員から一言ずつご挨拶をいただきたい。

○井口和起（京都府立京都学・歴史館顧問） 今回の委員は東京近辺の方がほとんどだが、私は関西からの参加となる。また、日本アーカイブズ学会登録アーキビストの資格委員会委員長を3期6年ほど務めて様々な困難を経験したので、具体的な問題が出てきた場合はそうした経験を活かして、お役に立てればと思う。

○大賀委員 私は国立公文書館に採用されてから長い間、内閣文庫で古典籍を担当し、独法化の少し前から公文書の仕事に関わるようになった。平成13年に情報公開法ができた時に閣議決定に基づく移管の仕組みができ、初めて各省回りをすることになって、自分自身、今まで何も知らなかったんだと身につまされたことがある。国立公文書館のアーカイブズ研修Ⅲの前身である公文書館専門職員養成課程の第一期生として参加させていただくなど、現場で、というと厚かましい言い方になるか

もしれないが、色々な知識を積み重ねることができたと思っている。多少とも力を尽くせればと思うのでよろしくお願ひしたい。

○太田富康（埼玉県立文書館主任専門員）　今までご指導いただいた先生方ばかりが並んでいるところに、一緒に委員として並ぶことについて非常におこがましく感じているが、地方で実務をやってきた人間も必要ということで、何かしらお役に立てることもあればと思ひ参加させていただいた。私自身は、埼玉県立文書館に通算 26 年勤めている。30 年前、公文書館法ができた頃に職員となり、当時、埼玉県立文書館長が全史料協会会長を務めていた関係から、その事務局として、専門職制度、養成制度の請願や要望などに携わったのが、私がこの世界に足を踏み入れた始まりだった。自分でもこういう専門職があるならなりたいと思ひながら 30 年がたち、残念ながら 3 月で定年退職になってしまったが、幸いに埼玉県で再任用していただき、このような大きな制度にも加わらせていただくことになった。よろしくお願ひしたい。

○大友一雄（国文学研究資料館教授）　私も国文学研究資料館に勤め始めたのが 30 年ほど前になるが、ちょうどその年は、先ほどの話にもあつた公文書館法が成立した翌年であつた。当時の雰囲気は、新しい法律ができあがつて、そのもとで養成をやろうという勢いが色々なところで見られた。私どものところにもそういう動きがあつたが、それからずっと、30 年を超える間、公文書館法にある「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、専門職員を置かないことができる」という附則部分がそのまま残っている。スタートの段階から専門職を期待しながらここまで来てしまった。この制度がきちんと運営されていく中で、附則部分も何とかできればと期待している。

○福井仁史（日本学術会議事務局長）　現在、日本学術会議の事務局にいるが、昨年までは国立公文書館で理事を務めていた。平成 20 年に公文書管理法という法律を作ることになり、その担当課長を務めることになって、そこから公文書問題と関わることになった。当時、法律と新しい公文書館、それから全く聞いたことがなかつたのだが、アーキビストというものを何とか作れないか、といったところから始まつた。あれから 10 数年たち、とうとうアーキビストの認証ができるところまで世の中が動いてきて、当時色々な人が色々なことを言つた理由が、今になってやつとわかるようになってきた。私はまだ現役の公務員だが、公文書について大きな課題と思ひているのが、デジタル化の進展が非常に早かつたということである。公文書管理制度が平成 23 年度にできて、その浸透さえ叶わないうちにデジタル化が後から追いかけてきたような感じになっている。それに対する戸惑いが行政各部にはまだあるのかなという認識でいる。それだけでなく、スペシャリストがいないと回らない世界ではないかと思ひており、この認証委員会で何らかのことができればと思ひている。

議題（2）アーキビスト認証委員会委員長代理の指名について

○高埜委員長　アーキビスト認証委員会規則第 5 条第 3 項に基づき、委員長代理に大友委員を指名したいと思ひがいかがか。

○大友委員　了解した。

○高埜委員長　それでは、委員長代理を大友委員にお願ひする。

議題（3）アーキビスト認証委員会運営細則について

○幕田首席

- ・ 議題1で説明した資料2「アーキビスト認証委員会規則」第9条の規定により、委員会が、委員会の議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項を定めることになっている。よって本委員会の運営細則案として資料3のとおり提案する。
- ・ (第2条) 委員会規則第4条では再任の回数制限の規定は設けていないが、在任期間は最長10年を目途とする。
- ・ (第3条、4条) 委員長の権限を定め、第4条第3項では、委員会規則第6条の専門委員を置くことができるほかに、必要に応じて意見聴取を行うために、参考人を委員会に呼ぶことができるとする。
- ・ (第5条) 委員会の議事の記録を出席委員の確認を得て作成し、記載事項を開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容とする。
- ・ (第6条) 会議での配付資料及び議事の記録については、委員会が非公表とすることとしたものを除き、館のホームページ等で公表する。

○高埜委員長 アーキビスト認証委員会運営細則(案)について、いかがか。

(「異議なし」との声あり)

○高埜委員長 他に何か意見はあるか。特にないようなので、アーキビスト認証委員会運営細則は、異議なしとのことで、原案通り決定する。

議題(4) 認証アーキビストの審査について

○幕田首席 資料4「令和2年度 認証アーキビスト 申請の手引き」に基づき説明する。

- ・ 「申請の手引き」は、資料5「認証アーキビスト審査規則」及び資料6「認証アーキビスト審査細則」により定められた事項を、申請者向けの手引きとして作成したもので、募集要項として公表するものとなる。
- ・ 令和2年度の認証までのスケジュールについては、6月中に「申請の手引き」をホームページ等で公表し、9月は申請受付期間、10月から12月中旬までは審査期間とし、その審査結果を12月15日に申請者に通知し、登録料の納入確認などを行い、令和3年1月に認証者第1号を出す予定としている。
- ・ 今回認証するアーキビストは、「申請の手引き」2ページの「1 認証アーキビストについて」に示すとおり、「国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支援、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性および専門性を確保するため、アーキビストとしての専門性を有するもの」としている。その専門性を発揮するために、同じく示すとおり「高い倫理観とともに、評価選別や保存、さらには時の経過を考慮した記録の利用に関する専門的知識や技能、様々な課題を解決していくための高い調査研究能力、豊富な実務経験」が求められる。
- ・ 次に「2 認証要件」であるが、「アーキビストとしての専門性」を発揮するためには、高い倫理観のほかに、3つの要素、「評価選別等に関する専門的知識や技能」「課題解決のための高い調査研究

能力」「豊富な実務経験」が求められるとしたが、これらの要素について、基準に達しているかを認証要件としている。

- ・ 認証要件は大きく2つのパターンに分けている。アーキビストとしての必要な知識や技能等について、【1】体系的な教育や研修を受けてきている場合と【2】そうでない場合である。
- ・ 【1】体系的な教育や研修を受けてきている場合について説明する。
- ・ 本委員会では、3つの要件について、いずれも基準を達しているかを審査し、判断いただく。
- ・ 1つ目の要件である「知識・技能等」については、「アーキビストの職務基準書」に示したアーキビストとして必要な知識・技能等について体系的に修得できる内容の大学院修士課程の科目・関係機関の研修であるかを審査し、判断いただく。
- ・ なお、現時点では、5ページに示しているとおりが、海外のほか、今後、新たに国内で大学院修士課程の科目・関係機関の研修が整備された場合は、その該当性について審査し、判断いただく。館としては、この認証が整備のきっかけになることを期待している。
- ・ 2つ目の要件である「実務経験」については、職務基準書に定める職務に、知識・技能等を活かしながら3年以上従事したか、つまり、アーキビストとして主体的に職務を遂行できるようになっているかを審査し、判断いただく。よって、役職・採用形態（常勤・非常勤）、場所（公私の組織、国内外）は問わない。
- ・ 3つ目の要件である「調査研究能力」については、2つの要素で判断いただく。1つは、修士課程相当を修了しているか、修了していない場合は、1点以上の紀要の論文等の提出を求め、これにより情報収集や専門的な調査研究を実施する基本的な能力を有しているかについて審査し、判断いただく。なお、いずれも学問分野は問わない。もう一つは、1点以上のアーカイブズに係る調査研究実績の提出を求め、これにより、1つ目の要素である情報収集や専門的な調査研究を実施する基本的な能力を用いて、アーキビストとしての職務を遂行する上で対応が必要となる課題に関して、専門的な調査研究を実施し、職務に反映できるかについて審査し、判断いただく。
- ・ 【2】体系的な教育や研修を受けてきていない場合について説明する。
- ・ 過去に（平成22年度より前に）体系的な教育や研修を受けた方を含め、現在、全国の公文書館でベテラン、中核的に働いている実務経験の長い専門職の方々は【2】に該当することが見込まれる。今後、新たに、国内で、大学院修士課程の科目・関係機関の研修が整備されていけば、【1】の体系的な教育や研修を受けてきているパターンにシフトしていくと考えている。
- ・ 【2】の場合、本委員会では、「実務経験」と「調査研究能力」について、いずれも基準を達しているかを審査し、判断いただく。審査の視点については、先ほど説明したものと同じだが、従事した期間が5年以上、アーカイブズに係る調査研究実績の提出数が2点以上となっている。
- ・ 以上が「認証の要件」の説明となるが、「4 申請方法」で記載しているとおりが、本委員会が審査を行うに当たり、申請者から提出された書類について照会や追加の書類を求めることが出来ることとなっている。
- ・ 申請に当たって提出が求められる各種様式については、手引き10ページ以降に記入例とともに説明している。このうち実務経験説明書で、申請者には、十分な実務経験を有することを証明するため、全ての在職期間について提出することが望ましいとしている。
- ・ なお、手引き21ページから27ページまで、申請者から質問を想定して、22問のQ&Aを作成し、

添付している。

○高埜委員長 いま説明があったのは、前年度、アーキビスト認証準備委員会で基本的な考え方を検討したが、それを国立公文書館でとりまとめ、規則等の形にして、本日提示していただいたもの。本日の資料7として令和2年度のスケジュールが入っている。今後、申請の受付が9月1日から末日までの期間行われ、それ以降、審査に入る。その審査は、ただいま説明のあった規則に基づいて進めていくことになる。今日はじめて説明を受けた委員もいらっしゃるわけで、何なりとご質問、疑問点、あるいはご意見などをお出しいただきたい。今後、特にQ&Aなどはおそらく審査の回数を重ねるごとに充実していくのではないと思うが、本日の時点で、ご質問、ご意見などあれば、お出しいただきたいと思う。

○井口委員 いきなり具体的なことを聞くが、「申請の手引き」16ページ、よくある質問Q6～8で実務経験期間の計算方法が示されており、「1月の勤務日数が13日以上の方は1か月とすることを基準」とされている。そこで勤務日数と1日の勤務時間は、どんな関係にあるのか。現在、アーカイブズに関係する仕事をされている方の多くは臨時職員や嘱託職員であり、1日の勤務時間はまちまちである。時間は問わず1日ということで、13日以上勤務をもって1か月分として勘定するのだろうか。準備委員会でご議論があったのであれば教えてほしい。

これと関連して、申請書類の審査に際して、実務経験期間の要件を満たしているかどうかは、国立公文書館の事務局のほうで機械的に計算して判定するのか、あるいは実務経験期間自体についても委員会で一つ一つ検討するのか。この点については、どうお考えか。

○幕田首席 地方公共団体でいろいろな勤務形態があることは調査等により承知している。今回は、勤務形態によらず多くの方が申請しやすいよう、1日の勤務は、勤務時間数にかかわらず、1日として計算するという考え方を採用し、1月の勤務日数が13日以上の方は、1か月として計算し、13日に満たない場合(週3日未満)は、勤務日数を合算した上で13日を1か月として計算することとした。

○井口委員 1日の勤務時間が4時間であっても、5時間であっても、それはかまわないということか。

○幕田首席 1日の勤務時間数の下限を定めるのは難しいと考えている。なお、実際の審査に際しては、1日の勤務時間数の長さにかかわらず、その年数をクリアしている場合であっても、その成果としての調査研究実績もあわせて総合的にアーキビストとして主体的な職務遂行能力があるか否かについて、委員会でご審議、ご判断いただくことになる。

○高埜委員長 井口委員からご指摘をいただいたが、23ページの「よくある質問」Q6から、勤務日数については書いてあるが、時間数については触れられていない。改めて考え方を整理してQ&Aに反映してもらえるとよい。二つ目のご質問については、先ほどのスケジュールにあるように、9月末日で申請を締め切り、事務局で整理が始まる。その中で今のような課題が出てくると思われる。それを10月に設定してあるが、委員会を招集して確認した上で、その後の審査を最終にもっていく。それぐらいのスケジュールの余裕があるのではないと思うが、その点よろしいか。

○梅原統括 事務局では、第4回委員会を11月末に開催し、ここで審査が確定すると想定している。それまでの間に第2回、第3回を開催する予定としている。第2回は、具体的な審査方法について意識あわせが必要だと考え、申請受付前の8月の開催を想定している。その後、申請書類が集まった段階で事務局が整理し、10月頃に第3回の委員会を開催しご審議いただきたいと考えている。

○大友委員 「申請の手引き」の4～5ページ、認証要件のところでお伺いしたい。4ページ下の方に大

学院修士課程における科目とはどういうものが必要かということで、「公文書管理法施行以降に開講された科目で認証委員会が認めた科目とします」と書かれ、学習院大学大学院の具体的な科目名が挙がっているが、この科目を選択した基準はどのようなものだったのか。

今後、他の大学でも何らかのアーカイブズに関するコースを立ち上げてきたときに、どういう科目を用意すればよいのかという問いに対し、「こちらが期待するのはこういうものだ」ということを伝える必要がある。もちろん、4ページ上に「アーキビストとして必要な知識・技能等の内容（審査規則別表1）」として、専門的な知識・技能について箇条書きされているが、この中から5ページ上で示されている学習院大学大学院の科目名がどのように選ばれたのか。また、学習院大学大学院には、これらの科目以外にたくさん科目がある中で、どういう基準により選ばれたのか、確認しておく必要があると思う。

○梅原統括 昨年度、アーキビスト認証準備委員会において、国内外のアーキビスト養成や資格制度に関する調査を行い、報告している。この調査を踏まえ、大学院で行われている科目が審査規則別表1に示した職務基準書から導いた「アーキビストとして必要な知識・技能等の内容」を修得可能なものとなっているか、改めて事務局で精査し、必要に応じ先方にも確認してとりまとめた結果である。特に修得にあたり体系的なカリキュラムとなっているかを重視しており、必修科目で別表1の内容を網羅していると判断した大学院の科目と関係機関の研修を5ページに記載した。今後、アーカイブズに関して学べる大学院が増え、養成が進むことは我々の願いでもある。募集に向けた普及活動とは別に、高等教育機関等へも説明を行い、科目の整備を促していきたいと考えている。

○大友委員 関係機関とのキャッチボールを一定程度行い、また、情報を色々とまとめていただいた結果だということを理解した。その中で必修科目であることを重視されたということだが、大学によって必修科目をどれにするかは異なる可能性がある。今後、他の大学に入ってもらう場合、これはなかなか難しいが、他に方法はないように思う。

○高埜委員長 「申請の手引き」はいずれ公表され、これに基づいて多くの方に申請していただくことになるので、誤解を受けないよう、わかりやすいものにする必要がある。一つ私からの質問になるが、4ページの別表1と5ページにある学習院大学大学院の科目名を比べると、科目名の方が限定された狭い印象を受ける。読み手は理解しにくいのではないかと。

○井口委員 いま委員長がおっしゃったように、5ページの学習院大学の科目名というのは例示なのか。指定しているように読めるが、例示であれ、科目を指定するのであれ、申請者にとって内容がわかりやすくしようと思えば、資料としてシラバスを付けておけばよい。さらにいえば、この科目名は、おそらく専攻設置時に文科省の認可申請のためシラバスをお書きになっているはずで、そういうものが基礎になっていると思う。中身がわかる形の資料をつけていただければ比較的理解がしやすいと思う。

○梅原統括 今後、委員長に相談しながら具体的な表現について修正し、公表していきたい。なお、「申請の手引き」21ページの「よくある質問」Q2のとおり、特に体系的に修得しているか否かを重視し、現時点では基本的にここに挙がっているもの以外は認められないことを示している。いずれにしても先生方のご意見をいただいて、誤解を与えないよう修正したい。

○大友委員 同じく「申請の手引き」5ページ上のところだが、「公文書管理法の施行後（平成23年度以降）に開講された科目等」云々と書いてある。これは、アーカイブズ・カレッジや国立公文書館の研

修でも、平成 22 年以前に履修された方は、体系的な知識を得たと認められない、外されてしまうということであろう。平成 23 年度以降のアーカイブズ・カレッジか国立公文書館のアーカイブズ研修に参加した人だけが、この要件【1】での申請が可能になるということなのだが、これだけでは混乱が起これると思う。Q&Aに具体的に書いたほうがよいのではないかと思う。

○梅原統括 認証アーキビストは、向上心を持って不断の研鑽を積むという意味で更新制度を設けている。世の中の動きが非常に早いため、新たな知識を取り入れ、勉強し直していくことが必要と考えて、5年としている。この更新との関係上、どこまで知識・技能等の修得を遡って認めるかという議論の中で、公文書管理法の成立である平成 23 年度を一つのメルクマイルとして位置付けることにした。平成 22 年以前に研修を受けた方は、実務経験をたくさん積まれているはずであり、要件【2】のグループで申請していただくことになると考えている。当分の間、要件【2】で申請される方が多くなるかもしれない。早く要件【1】のグループの方が育っていくことが、望ましく、目指していく方向かと思う。

○高埜委員長 いま大友委員から質問が出た点であるが、平成 22 年度以前の研修を受けられた方について、研修を受けたことを申請書類のどこかで反映させるような場所があるのか。Q&Aで、「平成 22 年度以前の研修修了者については、ここにお書きください」という説明をしてはどうか。

○梅原統括 「申請の手引き」11 ページの様式 1 裏面の記入例をご覧いただきたい。「経歴等一覧」の記入例において「⑫経歴一覧（研修受講歴）」と示しているとおおり、「平成 23 年以前の研修」を記載可能としている。

○高埜委員長 念のために聞くが、その表記は「平成 23 年以前」なのか「平成 22 年以前」となるのか。

○梅原統括 「平成 22 年度以前の研修」となると思う。

○福井委員 「申請の手引き」22 ページ Q&A の Q 5 に「個人的に創設した私的機関での実務経験」とあるが、この「個人的に創設した私的機関」とはどのようなものか。

○幕田首席 限定的に示さず、幅広く認められるということを表すため、このような表現にしている。

○高埜委員長 かなりいろいろ具体的なお意見を頂戴したが、今日のところはこのくらいにしたらいかか。先ほども申し上げたが、実際に申請書類が出てくると、多様な論点についてこの委員会で議論していかなければならなくなるだろう。「申請の手引き」については、いくつか課題も出たので、事務局で引き取っていただき、次の議題に移っていききたいと思う。

議題（5）今後の予定について

○幕田首席 今後の予定について、資料 7 に基づき説明する。

- ・ 令和 2 年度のスケジュールは、6 月中に申請の手引きを公表し、9 月を申請受付期間、10 月から 12 月中旬までを審査期間とし、12 月 15 日に審査結果を通知、令和 3 年 1 月に認証者第 1 号を出すことを予定している。
- ・ 次回委員会は、8 月下旬をめどに審査方法の確認を主な議題として設定したいと考えている。その後の日程は、応募状況を踏まえて 10 月に細かな審査方針などを確認するための会議、さらに 11 月下旬をめどに最終的な審査会として開催したいと考えている。必要に応じて追加して開催する可能性もあるので、ご承知おきいただきたい。

- ・ 申請受付までの間、事務局では普及啓発に力を入れていくこととしている。委員の皆様にもご支援・ご協力をお願いしたい。
- 高埜委員長 今のところ「申請の手引き」などの発信は、いつごろを目途に考えているのか。
- 梅原統括 「申請の手引き」は今日のご意見を踏まえて修正し、できれば今週内にホームページにて公表したい。また例年、全国公文書館長会議を6月第2週に開催しており、今年は開催を見送ったが、全国の公文書館に対して加藤館長からのアーキビスト認証に関するメッセージを送る準備をしており、「申請の手引き」を付けて送りたいと考えている。
- 高埜委員長 各委員においてはこの後もう一度見直して、疑問等あれば事務局にお伝えいただきたい。協議事項は以上だが、追加でご発言あるだろうか。
なければ、最後に加藤館長より一言お願いしたい。
- 加藤館長 大変熱心なご議論に感謝する。私も伺っていて、方向が見えてきたなという気がしている。事務局から申し上げたように、今日から国際アーカイブズ週間が始まり、例年だと今週中に全国公文書館長会議と「国際アーカイブズ週間」記念講演会があるはずで、今年は残念ながら中止になったが、もともとこの全国公文書館長会議をアーキビスト認証のキックオフの日とする計画だった。
私が今お話をうかがっていて、この1週間かけて「申請の手引き」をもう少し固めなおしたほうがよいという気がしている。もう一度、今日ご指摘のあったことを踏まえて本文をしっかりと整理する。ただ、認証のスタートは絶対に動かしたくない。これはやはりこれからの認証制度の信用にかかわる問題なので、これだけは一つしっかり守っていききたい。今日ご議論いただいた意見についての結論は今週中にまとめる。そして全国に発信するスケジュールで進めていきたい。
最初にも話したが、やはりどれくらいの方が応募してくれるかというのが一番の関心事であり、私としてはできるだけ多くの方に応募していただきたいと思っている。そのためにも、多くの公文書関係者が集まる会合などがあれば、私が自ら出かけてご説明したいと思っている。今日も皆さまから重要なお指摘をいただいた。大至急整理して、スタートに結び付けたい。
- 高埜委員長 最後に事務局から何かあれば。
- 梅原統括 本日の委員会の議事の記録については、事務局で案を作成の上、後日委員の皆様の確認の依頼をさせていただくのでよろしくをお願いしたい。本日の配布資料や議事の記録は、本日決定した委員会運営細則6条に基づき、ホームページ等で公表することとなる。
- 高埜委員長 それでは、これをもって第1回アーキビスト認証委員会を閉会とする。